平成２６年（フ）第８２２号
東京都東久留米市前沢５丁目24番23号インフィニットハーモニー202
債務者　渡邉　逸子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市福江1420番地１グリーンコートＢ201号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島上の町２丁目３番28号
債務者　西井　麻美
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８０号
岡山市南区築港新町２丁目24番11号メゾンロワール201号室、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西５丁目７番29号
債務者　山口　研次
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１８号
北九州市八幡西区楠木１丁目３番17号　105号
債務者　下久　篤
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３号
長崎県松浦市志佐町里免1049番地　であい103、従前の住所長崎県松浦市志佐町白浜免2067番地
債務者　伊東　豊彦
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月25日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長崎県松浦市志佐町里免1049番地　であい103、従前の住所長崎県松浦市志佐町白浜免2067番地
債務者　伊東　保子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月25日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１６０９号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘24番30号　プティ・メゾン102号
債務者　海野　恒夫
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２５３号
札幌市豊平区平岸１条８丁目６番20号　エントピア平岸105号室、住民票上の住所札幌市豊平区平岸５条９丁目４番６号　ボンズベルク202号
破産者　杉本　正憲
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
仙台市太白区中田７丁目25番６号　ロイヤルシティー石田壱番館203
破産者　高橋　明子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６２号
仙台市宮城野区萩野町１丁目８番地の４　氏家アパート104、開始決定時の住所宮城県名取市増田７丁目３番３―315号　ピアクリスタルC
破産者　高野　伸也
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
山形県鶴岡市馬渡字道西121番地
破産者　加藤　雅樹
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市石巻町字野田６番地８　２―202
破産者　吉川マルセロ　アルベスこと　ヨシカワ　マルセロ　アルベス
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３４号
愛知県豊橋市中郷町192番地　308
破産者　谷沢　順三
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５３３０号
大阪市平野区瓜破東３丁目７番32号
破産者　森田　昭信
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８号
大阪市東住吉区湯里２丁目19番23号、事業所所在地大阪市北区黒崎町１―19
破産者　ノイズ・シェーンこと　玉野啓太朗
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３５号
大阪府東大阪市上四条町23番５号
破産者　東園　　襄
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部